

解答 番号	解答	解答 番号	解答
1	2	26	4
2	2	27	3
3	4	28	3
4	3	29	1
5	1	30	3
6	4	31	2
7	3	32	1
8	3	33	3
9	1	34	1
10	4	35	1
11	2	36	3
12	1	37	1
13	4	38	4
14	3	39	3
15	3	40	1
16	1	41	
17	2	42	
18	3	43	
19	1	44	
20	2	45	
21	1	46	
22	1	47	
23	2	48	
24	3	49	
25	3	50	

問題5 採点のポイント

- ・指定のキーワード3つをすべて1回以上用いていること（用いていないワードがある場合は減点）。
- ・下記の「解答のポイント」を押さえていること

裁判員制度は、日本において国民が刑事裁判に参加する制度で、2009年5月21日から開始された制度である。この制度の目的は、司法に対する国民の理解と信頼を深めるとともに、裁判に国民の健全な社会常識を反映させることである。

この制度では、殺人や強盗致死、傷害致死などの一定の重大な刑事事件において、裁判官とともに一般市民から選ばれた「裁判員」が裁判に参加する。裁判員は無作為に選ばれ、選ばれた人には原則として参加の義務がある。ただし、健康状態や家庭の事情などにより辞退が認められる場合もある。裁判員候補者名簿から6人が選ばれ、3人の職業裁判官と一緒に被告人の有罪・無罪を判断し、有罪の場合は刑の重さについても話し合って決定する。全員の意見が一致しなかった場合、多数決で判断される。これまでの裁判員裁判では、死刑判決が出された例もある。裁判員制度には、市民が直接司法に関わることで、裁判の透明性が高まり、より開かれた司法が実現するというメリットがある。一方で、重大事件に関わる精神的負担や、守秘義務による不自由さなどの課題も指摘されている。また裁判員候補者の辞退率が上昇傾向にあるなどの課題もある。

この制度は、日本の司法制度における大きな変化であり、国民一人ひとりが「裁く」という責任を考える機会にもなっている。裁判員制度を通じて、法と社会とのつながりをより身近に感じることができる」と期待されている。

(592字)

解答のポイント

- ・国民から選ばれ、また誰もが選ばれる可能性があることなど、選ばれ方が言及されていること
- ・守秘義務が厳格であることなどを含む課題（デメリット）について言及できていること
- ・導入の目的もしくは経緯について言及していること